さつま町
SATSUMA TOWN

令和8年10月1日から
カスタマーハラスメント対策が
事業主の義務となります。

STOP カスタマーハラスメント

みんなでつくる 思いやりのある さつま町の窓口

職員は、町民の皆さまに安心して行政サービスをご利用いただけるよう、
日々業務に取り組んでいます。社会通念上の許容範囲を超える言動は、
職員の就業環境に悪影響を与え、行政サービスの提供に支障をきたすおそれがあります。
カスタマーハラスメントのない、互いに尊重し合える環境づくりにご理解とご協力をお願いします。

カスタマーハラスメントに該当する行為の例

① 怒鳴る・脅す・人格を傷つける



② 長時間の居座りや電話による拘束



③ 同じ要求を執拗に繰り返す



④ 無理な対応を強要する



⑤ 職員個人への過度な責任追及



⑥ 無断撮影・SNSでの中傷



悪質な行為があった場合は、次のとおり対応します。



犯罪に該当し得る行為、
切迫した危険がある場合は、
必ず警察へ通報・相談します。
暴行、傷害、脅迫、不退去 など



重大・反復事案等は、
顧問弁護士へ相談し、
法的判断を踏まえて
組織的に対応します。

正当なご意見・ご要望を制限するものではありません。
町政や行政サービスをより良くするための大切な声は、真摯に受け止め、丁寧に対応します。

さつま町
SATSUMA TOWN